

(公印省略)

高齢福第2385号  
令和2年12月4日

各市町村介護保険主管課長 殿

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る指定認知症対応型共同生活介護  
事業者等が受審する外部評価の回数緩和の取扱いについて（通知）

平素から介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本県の新型コロナウイルスの感染状況については、新規感染者が増加している中、高齢者介護施設職員及び施設の入所者に感染が確認され、介護サービス事業所において感染防止対策の再徹底をお願いしているところです。

これに伴い、指定認知症対応型共同生活介護事業者等が受審する外部評価の実施回数緩和の要件である年6回以上の運営推進会議について、当面の間文書により開催した場合も開催回数に含めることとします。

ただし、活動内容の報告・意見照会を行った上、報告した内容、意見、要望及び助言等についての記録を作成している場合に限りです。

なお、事業所の判断で開催することを妨げるものではありませんので、必要に応じて対応いただくようお願いいたします。

担 当：介護保険推進班 高橋

TEL：097-506-2692

E-mail：takahashi-megumi@pref.oita.lg.jp